

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行財政局人材育成推進室長」を「行財政局人事部長」に改める。

第27条第2項中「医務監」を「保健福祉局医務担当局長」に改める。

第35条中「行財政局人材育成推進室」を「行財政局人事部人事課」に改める。

第39条第2項前段中「行財政局人材育成推進室長」を「行財政局人事部長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)